

# ■バーゼルⅡ 第3の柱（市場規律）に基づく開示

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号、いわゆるバーゼルⅡ第3の柱（市場規律））として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、本章で開示しております。

なお本章中における「自己資本比率告示」及び「告示」は、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるバーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）を指しております。

## 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項（第4条第2項第1号）

- イ. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。（以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点  
連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結範囲に含まれる会社に相違点はございません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の2社です。

- ・岳洋産業株式会社（店舗用不動産の賃貸管理業）
- ・静岡中央信用保証株式会社（信用保証業務）

- ハ. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はございません。

- 二. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はございません。

- ホ. 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社はございません。

- ヘ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ございません。

### 2. 自己資本調達手段の概要（第2条第2項第1号 第4条第2項第2号）

自己資本調達手段		概要
普通株式	24百万株	完全議決権株式
非累積の永久優先株式	一百万株	
期限付劣後債務	一百万株	

### 3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

※銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第2条第2項第2号）

※連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要（第4条第2項第3号）

当行では、良質な資産の積上げと着実な収益の積上げによる内部留保の拡大により充分な自己資本を確保するよう努めているとともに、自己資本

比率、Tier1比率等を指標として健全性を評価しております。また、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク（事務リスク、システムリスク他）等、当行の直面するリスクに関し、それぞれのカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本（Tier1）と比較・対照することによって、リスクに対して自己資本が十分であるかなど充実度を確認しております。

### 4. 信用リスクに関する事項（第2条第2項第3号 第4条第2項第4号）

#### イ. 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

##### ○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引相手先の信用状態の悪化等により、与信取引の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当行では「信用リスク管理規程」に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理による「個別与信管理」（取引相手先ごとまたは取引ごとに信用リスクの状況を把握・判断）と、銀行全体のポートフォリオにおいて、特定の大口取引、業種、地域、与信形態など、同種のリスクへの過度の与信集中を回避するなど信用リスクの分散を図る「ポートフォリオ管理」（与信資産全体を一つの集合体として捉え、全体として信用リスクの状況を管理すること）を行っています。

「個別与信管理」については、審査部門が個別債務者毎、個別与信審査毎に、信用状況、財務分析、資金使途、返済計画・能力等により適切な与信判断をするとともに、実行後は常に個別債務者の信用状況を把握し、定期的に信用格付を実施し、定期的に経営に報告するなど適切な事後管理に努めています。

「ポートフォリオ管理」は、銀行全体の与信ポートフォリオについて、信用リスク管理部署が、大口個社や大口与信グループ、業種別与信の集中度合等について、定期的にモニタリングを行うことにより、与信集中によるリスクを回避しているとともに、信用リスクの計量化、モニタリング結果を定期的に経営に報告するなど適切な管理に努めています。

※信用格付とは、行内の信用格付制度で、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングなどに利用しています。

##### ○自己査定と償却・引当

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに債権回収の危険性の度合いに応じて資産分類を行うものです。

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。

「破綻懸念先」「破綻先」「実質破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、個別貸倒引当金の計上等を行っています。

#### □ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトを判定する上で、すべてのエクスポートフォリオについて以下の4社の適格格付機関を使用しています。なお、証券化エクスポートフォリオの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」

## 5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(第2条第2項第4号 第4条第2項第5号)

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信取引を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類としては、担保では預金、有価証券、不動産等があり、不動産担保が大半を占めています。保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続きについては、当行が定める行内規定に基づいて、適切な取扱いを行っております。

また、貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等を対象としており、行内規定に基づいて手続きを行っています。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。適格担保の内容としては自行預金、国債、上場株式等、適格保証の内容としては住宅金融支援機構（前住宅金融公庫）や政府関係機関、地方公共団体の保証などが主なものです。

## 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要（第2条第2項第5号 第4条第2項第6号）

当行では、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

## 7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(第2条第2項第6号 第4条第2項第7号)

### イ. 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、証券化取引へのオリジネーターとしての関与はありませんが、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しております。

当行が保有する証券化エクスポージャーに関しましては、裏付資産の状況（デフォルト率、期限前償還比率等）、金利動向、証券化市場の動向、適格格付機関による格付情報等について、資金証券部がモニタリングを行い、運用担当役員並びに経営に対する報告を行っております。

### ロ. 証券化エクspoージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

当行では、「標準的手法」により証券化エクspoージャーの信用リスク・アセット額を算出しております。

また、当行は、金融庁告示第19号附則第15条の証券化エクspoージャーに関する経過措置を適用しており、保有証券化エクspoージャーの信用リスク・アセットについては、原資産に平成5年大蔵省告示第55号と平成18年金融庁告示第19号とを適用した場合の信用リスク・アセット額のうち、いずれか大きい額を上限として計上しております。

## 八. オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引はございません。

## 二. 証券化エクspoージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクspoージャーのリスク・ウェイト判定には、適格格付機関である「R&I」「JCR」「Moody's」「S&P」の4社の格付を使用しております。なお、証券化エクspoージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

(第2条第2項第7号 第4条第2項第8号)

当行では、自己資本比率算出においてマーケット・リスク相当額と準補完的項目の算入は行っておりません。

## 9. オペレーション・リスクに関する事項

(第2条第2項第8号 第4条第2項第9号)

### イ. オペレーション・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクをいいます。

当行では、リスクに関する包括的な行内規定である「リスク管理基本規程」において、オペレーション・リスクとして、事務リスク、システムリスク、法務リスク（リーガルリスク）、風評（評判）リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーション・リスクの7つに分類し、オペレーション・リスク管理規程を定め管理しています。

また、個別に行内規定を定め、各リスクについて、それぞれ業務部、システム部、コンプライアンス統括部、経営管理部、人事部等の管理部署が個別リスクを管理し、事故データ等の蓄積を行っているほか、リスクを統括する常務会に定期的にリスクの状況に関する報告を行っています。

### ロ. オペレーション・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたっては「基礎的手法」（注）を採用しております。

（注）「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーション・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーション・リスク相当額とするものです。

## 10. 銀行勘定における出資等に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(第2条第2項第9号 第4条第2項第10号)

出資等のリスク管理につきましては、資金証券部において定期的にリスクを評価し、その状況について、ALM委員会や取締役会等に報告を行っております。

市場リスクの計測は、バリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。）による分析を行い、VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

## 11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(第2条第2項第10号 第2条第2項第11号)

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利や為替、株価などの変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクをいい、具体的には、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、資金証券部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計測可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しています。

資金証券部は、市場リスクの状況について、定期的にALM委員会に報告し、ALM委員会が全体の資産と負債のバランスを管理するための協議内容を取締役会等に報告しております。

### ロ. 銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など）における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、ベース・ポイント・バリュー（BPV）（注1）、ギャップ分析（注2）、VaR（注3）などの計測手法を用いて、計測しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる損失額等の把握を行うとともに、バックテスティングにより、計測結果の検証を行っています。

（注1）BPV…金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

（注2）ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法

（注3）VaR…一定の確率の下の予想最大損失額

## 定量的な開示事項

①第4条第3項1号（自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称）

1. 連結自己資本比率の控除項目の対象となる非連結子会社のうち規制上の所要自己資本比率を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はございません。

②第2条第3項1号（自己資本の構成に関する事項）

2. 自己資本の構成及び自己資本比率

自己資本の構成及び自己資本比率については、P.61～62（自己資本比率の状況）に記載しております。

※上記は、ディスクロージャー誌における法定開示項目（自己資本の充実の状況）と重複する。該当ページ（P61～62）には、連結・単体の自己資本比率を有価証券報告書ベースで掲載。

③第2条第3項2号【単体】（自己資本の充実度に関する事項）

3. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成23年3月期				平成24年3月期			
	単体		連結		単体		連結	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク(A) (標準的手法)	290,310	11,612	289,936	11,597	288,224	11,528	287,674	11,506
【資産（オン・バランス）項目】計	289,635	11,585	289,261	11,570	287,123	11,484	286,573	11,462
現金	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	18	0	18	0	18	0	18	0
地方三公社向け	20	0	20	0	19	0	19	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,050	282	7,050	282	4,188	167	4,188	167
法人等向け	93,807	3,752	93,807	3,752	96,465	3,858	96,465	3,858
中小企業等向け及び個人向け	43,149	1,725	43,146	1,725	42,488	1,699	42,476	1,699
抵当権付住宅ローン	37,829	1,513	37,818	1,512	40,567	1,622	40,556	1,622
不動産取得等事業向け	64,763	2,590	64,763	2,590	64,103	2,564	64,103	2,564
三月以上延滞等	1,512	60	1,637	65	2,515	100	2,473	98
取立未決済手形	6	0	6	0	6	0	6	0
信用保証協会等による保証付	4,695	187	4,695	187	4,394	175	4,394	175
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等	19,755	790	19,160	766	16,583	663	15,988	639
上記以外	14,002	560	14,111	564	13,391	535	13,500	540
証券化（オリジネータの場合）	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち再証券化）	/	/	/	/	/	/	/	/
証券化（オリジネータ以外の場合）	522	20	522	20	—	—	—	—
（うち再証券化）	/	/	/	/	/	/	/	/
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,501	100	2,501	100	2,379	95	2,379	95
【オフ・バランス取引等項目】計	675	27	675	27	1,100	44	1,100	44
原契約期間が1年以下のコミットメント	120	4	120	4	20	0	20	0
原契約期間が1年超のコミットメント	232	9	232	9	794	31	794	31
信用供与に直接的に代替する借入債務	323	12	323	12	286	11	286	11
（うち借入金の保証）	323	12	323	12	286	11	286	11
オペレーションナル・リスク（B） (基礎的手法)	17,995	719	18,254	730	18,374	734	18,668	746
総所要自己資本額（A）+（B）	/	12,332	/	12,327	/	12,263	/	12,253

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

## ④第2条第3項3号【単体】(信用リスクに関する事項)

### 4. 信用リスクに関する事項

#### ●信用リスクに関するエクスポートジャーヤおよび三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高

【単体】		(単位:百万円、%)												
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの期末残高						三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高						
		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		
		23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	
国 内 計	535,911	557,327	471,271	484,031	64,640	73,295	—	—	2,159	2,460	—	—	—	—
国 外 計	2,679	3,191	—	—	2,679	3,191	—	—	—	—	2,679	3,191	—	—
地 域 別 合 計	538,590	560,518	471,271	484,031	67,319	76,487	—	—	2,159	2,460	537,560	560,700	471,381	484,140
製 造 業	65,982	72,465	53,818	59,881	12,163	12,583	—	—	156	19	65,982	72,465	53,818	59,881
農 業・林 業	418	263	418	263	—	—	—	—	—	—	418	263	418	263
漁 業	66	28	66	28	—	—	—	—	—	—	66	28	66	28
鉱業・採石業・砂利採取業	24	21	24	21	—	—	—	—	—	—	24	21	24	21
建 設 業	47,355	43,546	46,863	43,055	492	490	—	—	195	158	47,355	43,546	46,863	43,055
電気・ガス・熱供給・水道業	492	404	—	—	492	404	—	—	—	—	492	404	—	—
情 報 通 信 業	2,466	1,265	393	412	2,073	852	—	—	2	—	2,466	1,265	393	412
運輸業・郵便業	12,766	11,756	10,783	10,548	1,982	1,207	—	—	2	1	12,766	11,756	10,783	10,548
卸・小売業	43,430	40,504	40,908	38,417	2,522	2,087	—	—	124	86	43,430	40,504	40,908	38,417
金融・保険業	42,018	47,463	26,304	33,299	15,713	14,163	—	—	—	—	40,888	46,333	26,304	33,299
不 動 産 業	24,546	18,888	23,521	17,908	1,024	980	—	—	109	528	24,546	18,888	23,521	17,908
不動産賃貸管理業	19,185	22,562	18,800	22,177	384	384	—	—	252	251	19,175	22,552	18,800	22,177
物 品 貸 業	3,373	3,692	3,373	3,692	—	—	—	—	—	—	3,373	3,692	3,373	3,692
学術研究・専門技術サービス業	2,229	2,075	2,229	2,075	—	—	—	—	2	0	2,229	2,075	2,229	2,075
宿 泊 業	8,334	8,222	8,334	8,222	—	—	—	—	26	15	8,334	8,222	8,334	8,222
飲 食 業	6,025	5,566	6,025	5,566	—	—	—	—	18	29	6,025	5,566	6,025	5,566
生活関連サービス業・娯楽業	7,920	6,395	7,920	6,395	—	—	—	—	132	312	7,920	6,395	7,920	6,395
教育・学習支援業	1,427	850	1,427	850	—	—	—	—	—	—	1,427	850	1,427	850
医 療・福 祉	20,751	24,481	20,751	24,481	—	—	—	—	195	94	20,751	24,481	20,751	24,481
その他のサービス	13,531	13,132	13,330	12,918	200	214	—	—	26	10	13,531	13,132	13,330	12,918
国・地方公共団体	25,132	39,942	—	713	25,132	39,229	—	—	—	—	25,132	41,155	—	713
個人による貸家業	61,227	62,445	61,227	62,445	—	—	—	—	290	253	61,227	62,445	61,227	62,445
個 人	104,561	112,351	104,561	112,351	—	—	—	—	624	696	104,561	112,351	104,561	112,351
そ の 他	25,322	22,192	20,186	18,304	5,135	3,888	—	—	—	—	25,431	22,301	20,295	18,412
業種別計	538,590	560,518	471,271	484,031	67,319	76,487	—	—	2,159	2,460	537,560	560,700	471,381	484,140
1 年 以 下	71,085	67,719	67,902	66,925	3,182	793	—	—	—	—	71,085	67,919	67,902	66,925
1 年超3年以下	34,262	31,213	31,860	28,008	2,401	3,204	—	—	—	—	34,262	31,213	31,860	28,008
3 年超5年以下	40,031	43,545	30,469	32,765	9,562	10,780	—	—	—	—	40,031	43,746	30,469	32,765
5 年超7年以下	30,815	33,129	24,991	30,267	5,823	2,862	—	—	—	—	30,815	33,129	24,991	30,267
7 年超10年以下	93,059	105,662	70,827	67,429	22,232	38,233	—	—	—	—	93,059	106,474	70,827	67,429
10 年 超	206,759	214,585	206,236	214,085	522	500	—	—	—	—	206,759	214,585	206,236	214,085
期間のためのないもの	62,576	64,661	38,992	44,549	23,594	20,112	—	—	—	—	61,546	63,630	39,091	44,658
残存期間別合計	538,590	560,518	471,271	484,031	67,319	76,487	—	—	—	—	537,560	560,700	471,381	484,140

(注) 1.「貸出金、その他の資産」項目には、貸出金、コミットメント、現金預け金、コールローン、固定資産等が計上されています。

2.「三月以上延滞エクスポートジャーヤ」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポートジャーヤ、または引当金勘定前でリスク・ウェイ特が150%以上であるエクスポートジャーヤ。

3. エクスポートジャーヤの内訳については、「貸出金、その他の資産」「有価証券」「デリバティブ取引」に区分し、従来業種別でその他に区分していたエクスポートジャーヤ等を詳細に区分し表示しております。

【連結】		(単位:百万円、%)												
		信用リスクに関するエクスポートジャーヤの期末残高						三月以上延滞エクスポートジャーヤの期末残高						
		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		貸出金、 その他の資産		有価証券		デリバティブ取引		
		23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期	
国 内 計	534,881	557,508	471,381	484,140	63,500	73,368	—	—	2,616	2,843	—	—	—	—
国 外 計	2,679	3,191	—	—	2,679	3,191	—	—	2,679	3,191	—	—	—	—
地 域 別 合 計	537,560	560,700	471,381	484,140	66,179	76,560	—	—	2,616	2,843	—	—	—	—
製 造 業	65,982	72,465	53,818	59,881	12,163	12,583	—	—	156	19	65,982	72,465	53,818	59,881
農 業・林 業	418	263	418	263	—	—	—	—	—	—	418	263	418	263
漁 業	66	28	66	28	—	—	—	—	—	—	66	28	66	28
鉱業・採石業・砂利採取業	24	21	24	21	—	—	—	—	—	—	24	21	24	21
建 設 業	47,355	43,546	46,863	43,055	492	490	—	—	195	158	47,355	43,546	46,863	43,055
電気・ガス・熱供給・水道業	492	404	—	—	492	404	—	—	—	—	492	404	—	—
情 報 通 信 業	2,466	1,265	393	412	2,073	852	—	—	2	—	2,466	1,265	393	412
運輸業・郵便業	12,766	11,756	10,783	10,548	1,982	1,207	—	—	2	1	12,766	11,756	10,783	10,548
卸・小売業	43,430	40,504	40,908	38,417	2,522	2,087	—	—	124	86	43,430	40,504	40,908	38,417
金融・保険業	40,888	46,333	26,304	33,299	15,713	14,163	—	—	—	—	40,888	46,333	26,304	33,299
不 動 産 業	24,546	18,888	23,521	17,908	1,024	980	—	—	109	528	24,546	18,888	23,521	17,908
不動産賃貸管理業	19,185	22,562	18,800	22,177	384	384	—	—	252	251	19,175	22,552	18,800	22,177
物 品 貸 業	3,373	3,692	3,373	3,692	—	—	—	—	—	—	3,373	3,692	3,373	3,692
学術研究・専門技術サービス業	2,229	2,075	2,229	2,075	—	—	—	—	2	0	2,229	2,075	2,229	2,075
宿 泊 業	8,334	8,222	8,334	8,222	—	—	—	—	26	15	8,334	8,222	8,334	8,222
飲 食 業	6,025	5,566	6,025	5,566	—	—	—	—	18	29	6,025	5,566	6,025	5,566
生活関連サービス業・娯楽業	7,920	6,395	7,920	6,395	—	—	—	—	132	312	7,920	6,395	7,920	6,395
教育・学習支援業	1,427	850	1,427	850	—	—	—	—	—	—	1,427	850	1,427	850
医 療・福 祉	20,751	24,481	20,751	24,481	—	—	—	—	195	94	20,751	24,481	20,751	24,481
その他のサービス	13,531	13,132	13,330	12,918	200	214	—	—	26	10	13,531	13,132	13,330	12,918
国・地方公共団体	25,132	39,942	—	713	25,132	39,229	—	—	—	—	25,132	41,155	—	713
個人による貸家業	61,227	62,445	61,227	62,445	—	—	—	—	290	253	61,227	62,445	61,227	62,445
個 人	104,561	1												

## ●業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却			
	単体		連結	
	23年3月期	24年3月期	23年3月期	24年3月期
製造業	—	—	—	—
農業・林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
卸売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産賃貸業	—	—	—	—
物品販賣業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人による貸家業	—	—	—	—
個人	—	—	—	—
その他の業種	—	—	—	—
業種別計	—	—	—	—

## ●リスク・ウェイトの区分毎の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

[単体]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	23年3月期		24年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	95,699	—	118,032
10%	—	48,596	—	45,048
20%	16,525	137	17,176	134
35%	—	108,596	—	116,535
50%	5,448	737	7,560	156
75%	—	60,952	—	60,014
100%	15,716	183,450	11,370	181,322
150%	2,490	370	2,385	1,222
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	40,180	498,542	38,492	522,466

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

[連結]

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクspoージャーの額			
	23年3月期		24年3月期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	—	95,699	—	119,244
10%	—	48,596	—	45,048
20%	16,525	137	17,176	134
35%	—	108,564	—	116,505
50%	5,448	834	7,560	240
75%	—	60,948	—	59,999
100%	15,716	182,837	11,370	180,734
150%	2,490	506	2,385	1,233
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	40,180	498,126	38,492	523,141

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクspoージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクspoージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクspoージャーには、原債務者の格付を適用しているエクspoージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクspoージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクspoージャーが含まれる。

## ⑤第2条第3項4号【単体】(信用リスク削減手法に関する事項)

### 5. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャーの額

(単位：百万円)

	23年3月期		24年3月期	
	単体	連結	単体	連結
適格金融資産担保が適用されたエクspoージャー	3,798	3,798	3,306	3,306
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー	96	96	79	79

## ⑥第2条第3項5号【単体】(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項)

### 6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はございません。

## ⑦第2条第3項6号【単体】(証券化エクspoージャーに関する事項)

### 7. 証券化エクspoージャーに関する事項

#### イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクspoージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクspoージャーはございません。

#### ロ. 銀行が投資家である証券化エクspoージャーに関する事項

#### ●投資家として保有する証券化エクspoージャーの額

(単位：百万円)

	23年3月期		24年3月期	
	単体	連結	単体	連結
住宅ローン債権	522	522	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
カードローン債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	522	522	—	—

●投資家として保有するエクスポートのリスク・ウェイト毎の残高及び所有自己資本

〔単体〕

	23年3月期		24年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	522	20	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	522	20	—	—

〔連結〕

	23年3月期		24年3月期	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	522	20	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	522	20	—	—

●投資家として保有する証券化エクスポートのうち、告示第247号の規定により自己資本から控除した証券化エクスポートの額  
該当ございません。

●自己資本比率告示附則第十五条の適用による信用リスク・アセットの額  
該当ございません。

⑨第2条第3項8号【単体】(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関する事項)

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートに関する事項

●銀行勘定における出資等の貸借対照表計上額および時価

〔単体〕

	23年3月期		24年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	19,427	—	15,830	—
上記に該当しない出資等	2,261	—	2,225	—
合 計	21,688	21,688	18,055	18,055

〔連結〕

	23年3月期		24年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等	19,427	—	15,830	—
上記に該当しない出資等	1,121	—	1,085	—
合 計	20,548	20,548	16,915	16,915

●銀行勘定における出資等の売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	23年3月期		24年3月期	
	単体	連結	単体	連結
売却損益額	△130	△130	△1,166	△1,166
償却額	452	452	586	586

●貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	23年3月期		24年3月期	
	単体	連結	単体	連結
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	△2,885	△2,885	△1,664	△1,664
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—	—	—

⑪第2条第3項10号【単体】(銀行勘定における金利リスクに対して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額)

9. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

●金利ショックに対する経済的価値の変動額と経済的価値低下率(アウトライヤー比率)

〔単体〕

	23年3月期		24年3月期	
	単体	連結	単体	連結
金利ショックに対する経済的価値の変動額	2,686	0	—	—
経済的価値低下率(アウトライヤー比率)	8.21%	0.00%	—	—

〔連結〕

連結子会社の資産及び負債を加えた金利リスクは、銀行本体の金利リスクと比較して影響が軽微であると判断しており、そのため連結ベースでの計測は行っておりません。

- (注) 1. 金利ショックは、保有期間1年、計測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値を採用しております。
- 2. コア預金を反映した上で、金利ショックに対する経済的価値の変動額を算出しております。
- 3. コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく、長期間銀行に滞留する預金で「①過去5年の最低残高」、「②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高」、「③現在残高の50%相当額」の3項目のうち、最小の額を平均満期2.5年として算出しております。
- 4. 経済価値低下率(アウトライヤー比率)
  - バーゼルⅡ第2の柱のアウトライヤー規制における比率。
  - 算出方法…金利リスク量 ÷ (Tier1 + Tier2)
- 5. 平成23年3月期より、リスク管理の高度化の一環として、金利ショックの計測手法を「200bp」による計測手法から「1%タイル値と99%タイル値」による計測手法に変更しております。
- 6. 24年3月期の金利ショックに対する経済的価値変動額及び経済的価値低下率(アウトライヤー比率)はプラス数値となっているため、上記の表示となります。

10. 報酬等に関する開示事項

当行では、取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額177百万円以内と決議しております。監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額35百万円以内と決議しております。

当事業年度の役員の報酬等については次のとおりであります。

当事業年度

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)		
			基本報酬	賞与	その他
取締役	16	247	126	42	79
監査役	3	25	16	5	3
社外役員	2	9	7	0	1

(注) 1. 員数には、平成23年6月29日開催の定期株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

2. 報酬等の総額には、使用者兼務分給与62百万円及び賞与43百万円、計105百万円を含んでおりません。

3. 報酬等の総額には、当事業年度分の役員退職慰労引当金83百万円(取締役79百万円、監査役3百万円、社外役員1百万円)を含んでおります。